

京都市告示第 322 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成20年10月29日

京都市長職務代理者

京都市副市長 星 川 茂 一

1 道路の種類 府 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
二条停車場嵐山線	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町3番地地先内	旧	メートル 49.10	メートル 7.69 ~ 9.15
		新	49.10	7.69 ~ 9.42

2 道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
嵯峨経178号線	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町3番地の47地先内	旧	メートル 2.20	メートル 5.90
		新	2.20	5.97 ~ 8.17

(建設局土木管理部道路明示課)